

# 山梨県公報

第千九百十六号

平成二十一年

一月二十二日

木曜日

## 目次

保安林の指定の予定……………三

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施の一部を改正する告示……………三一

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定……………三一

特別保護地区の指定について……………三一

富士川上流地域森林計画の変更……………三一

富士川中流地域森林計画の変更……………三一

山梨東部地域森林計画の決定……………三一

基本測量の終了……………三一

開発行為に関する工事の完了について……………三一

## 告示

### 山梨県告示第十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)

## 公告

### ● 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、次の者を同法第五十四条第二項に基づく指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)として指定した。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横内正明

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第十五号

家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施(平成二十年山梨県告示第百号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横内正明

本則の表高病原性鳥インフルエンザの発生予防のための項中「農場」の下に「又は十羽以上のだちょうを飼育している農場」を加える。

#### 附則

この告示は、平成二十一年一月二十二日から施行する。

名称	所在地	担当する医療の種類
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東二一〇番地	中枢神経に関する医療
山梨大学医学部附属病院	中央市下河東二一〇番地	腎臓に関する医療



山梨県知事 横 内 正 明

● 富士川中流地域森林計画の変更

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、富士川中流地域森林計画を縦覧に供した変更案のとおり変更した。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

● 山梨東部地域森林計画の決定

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、山梨東部地域森林計画を縦覧に供した案のとおり決定した。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

● 基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、平成二十一年一月七日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 作業種類 基本測量（基準点測量）

二 作業期間 平成二十年五月十二日から平成二十年十二月二十六日まで

三 作業地域 南巨摩郡早川町及び南都留郡道志村

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十一年一月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町飯喰字村西一九三の七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市下小河原町一番地四 パークシティ小瀬二二 石原和也

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番